

働き方改革関連法（同一労働同一賃金：賃金・手当の見直し）への対応

労働条件の“不利益変更”



主な対象：人事労務担当者（労働組合対応担当者）

2019年4月に施行された“働き方改革関連法”に対応するため、労働条件の変更を実施・検討されている企業様も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

「子ども手当を手厚くするために配偶者手当の減額を検討している」等、時代の流れに合わせて限られた原資の中で制度を改正していくためには、一部の従業員において“不利益変更”が発生してしまうケースも多いです。

当セミナーでは、労働条件の変更の中でも、特に“不利益変更”に着目し、不利益変更を進めていく際の注意点・ポイント（労働組合対応、賃金体系・手当の見直し等）について、実際に数多くの企業において実務の支援を行っている弁護士の視点から解説いたします。

日時	2019年9月19日（木）13時30分～16時30分（受付：13時00分～）		
会場	名古屋商工会議所ビル3階「第6会議室」	※お申込み多数により会場を変更しました。	定員 50名（先着順）
	名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」駅5番出口より徒歩5分		
講師	後藤・鈴木法律事務所 弁護士 鈴木 智洋（すずき ともひろ）氏 2006年10月 弁護士登録 後藤武夫法律事務所（現：後藤・鈴木法律事務所）入所 2007年4月 経営法曹会議、愛知県経営法曹団 会員 2013年12月 愛知県弁護士会労働法制委員会 委員 2018年4月 愛知大学大学院法務研究科准教授（労働法）（全て、現在に至る）		
内容（予定）	1. 総論 ○労働条件の変更とは ・労働組合の有無における対応の違い ○不利益変更とは ○不利益変更時の注意点 2. 各論（実務における対応のポイント） ○働き方改革関連法への対応 ①同一労働同一賃金 ・賃金体系の見直し（定年延長や初任給増額に伴う賃金カーブ、等級制の見直し等）		
	・手当の見直し（長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件の判決を踏まえて：家族手当や住宅手当、通勤手当等の福利厚生） ②年休5日取得義務化 ・独自の特別休暇（リフレッシュ休暇）を年休の計画付与に変更 <その他> ○事前質問をお受けします（詳細は裏面をご確認ください）		

お申込み方法等

1. 参加費用

愛知・岐阜・三重県経営者協会会員：5,000円
非会員・その他：10,000円※いずれも消費税込

2. 申込方法

- ①WEBサイトからのお申込み ⇒ <http://www.aikeikyo.com>
- ②FAXによるお申込み⇒以下に必要事項を記入の上、052-221-1935 まで FAX

3. 参加費振込先

三菱 UFJ 銀行 鶴舞支店 (普)0587192 「愛知県経営者協会」
※当日参加費をご持参いただく場合は、欄外にその旨ご記入ください。
※お申込み受付後、数日中に請求書をお送りします。

4. 注意事項

- ①キャンセルのご連絡は、9月12日(木)までをお願いします。9月13日(金)以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承ください。
- ②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
- ③この申込書でご提供いただいた個人情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。
- ④本会では5月から9月までクールビズを実施しております。予めご了承ください。

5. 事前質問

事前に質問したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。(※いただいたご質問全てには回答できない場合がございます。ご了承ください)。

<記入欄>

6. 問い合わせ先

愛知県経営者協会 会員サービス部 (052) -221-1931

参加申込書

セミナー名	労働条件の不利益変更			
所属経営者協会	愛知経協 ()	岐阜経協 ()	三重経協 ()	非会員等 ()
会社名				
住所	(〒 -)			
電話番号	() -			
請求書	必要 ()		不要 ()	
ご担当者 (請求書送付先)	部署	役職	氏名	
受講者①	部署	役職	氏名	
受講者②	部署	役職	氏名	